

自走式草刈機を貸出します！ (日立市からののお知らせ)

市では、公園の里親、公園等を守る会等の皆様に行っていただいている公園の清掃・美化活動や維持管理作業を支援するため、「自走式草刈機の貸出」を行っております。
貸出を希望する場合は、都市整備課までお問い合わせください。

使用場所：各公園の里親及び公園等を守る会等が維持管理を行っている公園、緑地等

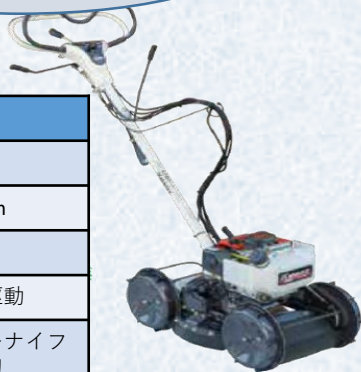
貸出費用：**無料**（市側で自走式草刈機を作業場所まで運搬、回収します！）

貸出方法：貸出は原則**先着申込順**になりますので、事前に担当課にご相談願います。

貸出機械：最大2台（刈幅が300mm又は400mmの機械どちらか選んでください。）

※貸出機を通常と異なる使い方でご故障した場合、修理費を請求することがあります。

貸出機（例） イメージ



刈り後も
キレイ！

傾斜地も
片手で
ラクラク！

平地の作業
もOK！

詳しくは公園係までお問合せください。

下記のQRコードから
貸出申込できます！

問い合わせ先

都市建設部都市整備課公園係

電話番号：0294-22-3111（内線276,263,527）

FAX：0294-21-7750

E-mail:toshiseibi@city.hitachi.lg.jp



※貸出については裏面をご覧ください。

自走式草刈機の貸出の手引き

①

園内清掃日等の
決定

公園里親・公園等を守る会などで、公園・緑地の草刈する候補日を決めましょう。



②

貸出の予約及び
申請書の提出

草刈候補日が決まったら、市都市整備課に連絡し、自走式草刈機の予約を行いましょう。貸出は先着順なので、お早めをお願いします。なお、申請書等はメール、FAX又は表面のQRコードからの申込みなどで借りる日の1週間前までに提出をお願いします。



③

市側で機械を
運搬します。

市側で自走式草刈機等を作業する公園等に運びます。出入口付近にカバー等をかけて置いておきます。

※運搬は原則「**金曜日**」のみ行います。
(金曜日が祝日等の場合、木曜日に送致します。)

④

草刈実施

自走式草刈機や刈払機等で草刈りを行いましょう。注意事項をよく読み、使用方法を遵守してください。なお、異常等がありましたら後日報告ください。



※写真はイメージです。

⑤

機械はそのまま
置いていて

使用後は使用前と同じ場所に置いておいてください。また、使用後は必ずカバーを被せて置いてください。後日市側で回収します。



※回収は原則「**月曜日**」のみ行います。
(月曜日が祝日等の場合、火曜日に送致します。)

- ・ 問合せ先は表面をご覧ください。
- ・ 使用方法については、別途説明書等をご覧ください。
- ・ 防塵メガネ等も貸出しますので、併せて返却願います。

